

理事長報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人中江報徳園（以下「法人」という。）定款第22条の規定に基づき、理事長の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額100,000円とする。

2 理事長の報酬は、評議員会において決定する。

3 理事長の報酬及び諸手当の支給方法については、常勤職員に準ずる。

(支払方法)

第3条 第2条の支払は、法人の本部会計で処理する。

(旅費)

第4条 理事長が出張したときは、法人職員旅費規程の車賃及び日当並びに宿泊料の区分「園長」の旅費相当額を支給する。

2 前項の旅費の支給方法については、常勤職員に準ずる。

(業務処理事項)

第5条 理事長の業務処理事項は、法人定款第25条に基づく法人定款細則に定める日常の業務事項とする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

3 この規程は、平成30年4月1日より施行する。